

日医発第 837 号 (保 147)
平成 18 年 11 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 18 年 10 月 31 日付保医発第 1031002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、平成 18 年 11 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(平 18. 10. 31 保医発第 1031002 号厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)

保医発第1031002号
平成18年10月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年11月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(8)のイ中「TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法」を「TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(7) (略) (8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。 (9)～(19) (略)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(7) (略) (8) 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。 (9)～(19) (略)</p>

■新たに保険適用が認められた検査

平成18年10月31日 保医発第1031002号（平成18年11月1日適用）

<p>1. 淋菌およびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 （PCR法による同時増幅法と核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法）</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 の5として算定する。</p>	<p>300点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D023 微生物核酸同定・定量検査」の（8）を右のように改める。</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 （8）淋菌およびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア 「5」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。 ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。</p> <p>※変更下線部</p>	

（日本医師会保険医療課）